

平成18年12月12日 開会
平成18年12月21日 閉会
(定例第12回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第54号

平成18年第12回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成18年12月8日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成18年12月12日 午前10時00分

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 12 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 18 年 1 2 月 1 2 日 (火曜日)

議事日程

平成 18 年 1 2 月 1 2 日 午前 10 時 5 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 164 号 大山町合併振興基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 165 号 大山町合併支援事業基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 166 号 大山町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 167 号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 168 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 169 号 大山町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 170 号 大山町索道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 171 号 大山町一の谷、赤松、種原辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 12 議案第 172 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の機構改革に伴う共同設置規約を変更する協議について
- 日程第 13 議案第 173 号 工事請負変更契約の締結について
(名和小学校統合校舎新築工事 (建築))
- 日程第 14 議案第 174 号 工事請負変更契約の締結について
(名和小学校統合校舎新築工事 (電気))
- 日程第 15 議案第 175 号 工事請負変更契約の締結について
(名和小学校統合校舎新築工事 (機械))
- 日程第 16 議案第 176 号 工事請負変更契約の締結について
(大山町情報通信基盤整備事業建設工事)
- 日程第 17 議案第 177 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 18 議案第 178 号 平成 18 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 19 議案第 179 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)

- 日程第 20 議案第 180 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 21 議案第 181 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 22 議案第 182 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 23 議案第 183 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 24 議案第 184 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 25 議案第 185 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 26 議案第 186 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 27 議案第 187 号 平成 18 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 28 議案第 188 号 平成 18 年度大山町索道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 29 議案第 189 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の制定の協議につ
いて
- 日程第 30 発議案第 10 号 町村税財源の充実確保を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 164 号 大山町合併振興基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 165 号 大山町合併支援事業基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 166 号 大山町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 167 号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について
- 日程第 8 議案第 168 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理
に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 169 号 大山町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 170 号 大山町索道事業の設置に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 11 議案第 171 号 大山町一の谷、赤松、種原辺地に係る総合整備計画の
策定について
- 日程第 12 議案第 172 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の機構
改革に伴う共同設置規約を変更する協議について
- 日程第 13 議案第 173 号 工事請負変更契約の締結について

- (名和小学校統合校舎新築工事 (建築))
- 日程第 14 議案第 174 号 工事請負変更契約の締結について
(名和小学校統合校舎新築工事 (電気))
- 日程第 15 議案第 175 号 工事請負変更契約の締結について
(名和小学校統合校舎新築工事 (機械))
- 日程第 16 議案第 176 号 工事請負変更契約の締結について
(大山町情報通信基盤整備事業建設工事)
- 日程第 17 議案第 177 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 18 議案第 178 号 平成 18 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 19 議案第 179 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 20 議案第 180 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 21 議案第 181 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 22 議案第 182 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 23 議案第 183 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 24 議案第 184 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 25 議案第 185 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 26 議案第 186 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 27 議案第 187 号 平成 18 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 28 議案第 188 号 平成 18 年度大山町索道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 29 議案第 189 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の制定の協議につ
いて
- 日程第 30 議案第 10 号 町村税財源の充実確保を求める意見書の提出について

出席議員 (2 1 名)

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 番 近 藤 大 介 | 2 番 西 尾 寿 博 |
| 3 番 吉 原 美智恵 | 4 番 遠 藤 幸 子 |
| 5 番 敦 賀 亀 義 | 6 番 森 田 増 範 |
| 7 番 川 島 正 寿 | 8 番 岩 井 美保子 |
| 9 番 秋 田 美喜雄 | 1 0 番 尾 古 博 文 |

1 1 番 諸 遊 壤 司
1 3 番 小 原 力 三
1 5 番 二 宮 淳 一
1 7 番 野 口 俊 明
1 9 番 荒 松 廣 志
2 1 番 鹿 島 功

1 2 番 足 立 敏 雄
1 4 番 岡 田 聰
1 6 番 椎 木 学
1 8 番 沢 田 正 己
2 0 番 西 山 富三郎

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山 口 隆 之	助役 ……………	田 中 祥 二
教育長 ……………	山 田 晋	代表監査委員 ……………	椎 木 喜久男
大山支所長 ……………	河 崎 博 光	中山支所長 ……………	田 中 豊
総務課長 ……………	諸 遊 雅 照	企画情報課長 ……………	後 藤 透
住民生活課長 ……………	福 田 勝 清	税務課長 ……………	野 間 一成
地域整備課長 ……………	押 村 彰 文	産業振興課長 ……………	渡 辺 収
水道課長 ……………	小 西 正 記	福祉保健課長 ……………	松 岡 久美子
人権推進課長 ……………	近 藤 照 秋	教育次長……………	狩 野 実
社会教育課長 ……………	麴 谷 昭 久	幼児教育課長……………	高 木 佐奈江
観光商工課長 ……………	福 留 弘 明	診療所事務局長……………	中 田 豊 三
農業委員会事務局長……………	高 見 公 治		

午前 10 時 5 分開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。ただ今より 12 月定例議会を開催いたしたいと思っております。ただ今の出席議員は 21 人です。定足数に達しておりますので、平成 18 年第 12 回大山町議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鹿島 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、2 番 西尾寿博君、3 番 吉原美智恵

君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶもの有り〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って、会期は本日から12月21日までの10日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので、閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました「陳情文書表」のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、9月定例会において可決された意見書は、9月27日に関係方面へ提出いたしました。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、議員派遣については、お手元に配布した結果報告のとおり派遣いたしました。

次に、町長から政務報告及び報告第11号、長期継続契約の締結について報告の申し出があります。これを許します。町長。

○町長（山口 隆之君） それでは平成18年度12月定例議会におきまして9月定例議会以降における各種事務事業の取り組み状況についてその主なものをご報告させていただきます。

まず総務課関係でございます。大山町総合防災訓練について、11月16日木曜日、災害対策本部の運営や防災関係機関の災害発生時の応急活動の検証、町民に対し防災意識を高めることなどを目的に、大山町総合防災訓練を実施しました。当日午前9時30分、鳥取県沖を震源とするマグニチュード7.2の大地震が発生し、大山町内では、震度6弱を観測した。併せて津波警報が発令されたとの想定の下、町民、保育所、小中学校、八橋警察署、大山消防署、大山町消防団、赤十字奉仕団、町内自主防災組織及び町職員およそ1,700人が参加をし、避難誘導訓練、消火訓練、救護訓練、炊出し訓練を行い、避難ルートの確認や消火器による初期消火方法やAEDを使用した救急救命知識の習得を図りました。

また、町では災害対策本部を設置し、災害情報の伝達訓練や避難所の設営手順など

についての検証を行いました。

この訓練で判明いたしました課題、運用面での改善点については、今後地域防災計画に反映をさせてまいりたいと考えております。

次に企画情報課関係でございます。まず、大山振興計画について、大山恵みの里づくりプロジェクト推進会議が10月26日に開催をされ、会議終了後に、大山恵みの里構想を具体化するための行動計画である「大山恵みの里づくり計画」をご提言いただきました。

赤川哲夫委員長以下23名の委員の皆さまには、昨年11月から1年間という長期間にわたって、無報酬でこの計画づくりに関わっていただきました。そのご労苦に対しまして、この場を借りまして心からお礼申し上げます。

先般、赤川委員長とともに県庁を訪問し、副知事や関係部長等などに本計画の趣旨説明や実現に向けた支援要請を行ってまいりました。

また、本計画は町民の皆さんと一緒に取り組まなければならない行動計画でもありますので、近日、計画概要版を町内全世帯に配布することにしています。

さらに、本年度内に計画を推進するためのフォーラムの開催を予定しております。町民の皆さまに計画の趣旨等共通理解を図りながら、計画実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、呉市旧軍港4市アンド中国地域グルメ交流会についてでございます。このイベントは、呉市を始め、横須賀市、舞鶴市、佐世保市の旧軍港4市が持ち回りで毎年イベントを開催し、それぞれの地域の食文化を紹介しています。

今年度の呉市開催に合わせて友好姉妹都市である本町への出展の打診があり、町の紹介と新たな交流の足がかりとなることを目指して参加をいたしました。イベント当日の11月12日、「中山そば打ち同好会」と「神田リンゴ生産組合」の皆さんの協力を得て、ブロッコリーそばと神田のリンゴ、陣構のお茶を販売しました。初登場のブロッコリーそばの前にはお客さんが長蛇の列を作り、そばを打つ同好会の皆さんは手を休める暇がありませんでした。そして、呉市民にはおなじみの神田のリンゴや陣構のお茶も順調に売れて、昼過ぎにはほとんど完売をしました。また、大山町を紹介するため、物産購買者には大山スキー場の無料リフト券や大山賛歌のCD、中山温泉の素などが当たる抽選も行いました。

今後、このような機会を利用して、観光・産業を始め多くの角度からの町の紹介や、行政間交流はもとより住民同士の交流を推進し、町の活性化を図りたいと思っております。

次に、地域整備課関係でございます。町道改良事業、災害復旧事業についてであります。

町道末長押平線道路改良工事を292万1,100円で株式会社所子建設が請負完了いたしました。

7月の梅雨前線豪雨災害復旧工事の測量設計を402万1,500円でダイニチ技研株式会社に委託しておりましたが完了いたしました。

既に、10月に災害査定を受け、今月中に公共土木施設災害13件を発注する予定といたしております。

次に、産業振興課関係でございます。「とっとり大地と海のフェスタ」農林水産物等の即売会特産品PR活動についてであります。

去る11月11日から12日にかけて「とっとり大地と海のフェスタ」が鳥取市の布施総合運動公園で開催をされ、各種の催しや地元の特産品の展示即売等が行われましたが、本町におきましても生産者等と一体となり、特産品のブロッコリー、リンゴ、大山おこわ、お茶、海産物等を広くPRしてまいりました。また10月26日にはこのフェスタの一環として鳥取県の農林水産業の発展に功績があった方々への知事表彰があり町内から優秀経営農林水産業者2人と2夫婦、農林水産業功労者2人、いきいき農林水産業組織1団体が表彰を受けられました。

次に、福祉保健課、福祉課の関係であります。

まず敬老会の開催であります。平成18年度敬老会を中山地区では10月5日に中山農業者トレーニングセンターで、大山地区では10月7日に大山総合体育館で、名和地区では10月11日と12日の2日間に保健福祉センターなわでそれぞれ開催をしました。平成19年3月末までに満75歳以上になられる方3,455人のうち1,136人の方に出席をいただきました。

当日のアトラクションに公民館サークルで活動されている皆さんを始め、民生児童委員さんにもご出演いただき会も大いに盛り上がり、出席された皆さんにも大変喜んでいただきました。

次に戦没者追悼式の開催についてであります。平成18年度戦没者追悼式を中山農業者トレーニングセンターで、10月26日に開催をいたしました。当日は185名の出席のもと869名の戦没者の御霊に対して敬意と感謝の誠を捧げました。

次に金婚式の開催についてであります。平成18年度金婚式を保健福祉センターなわで、11月22日に開催しました。昭和32年3月末までにご結婚された73組のご夫婦のうち、58組109名の方にご出席いただきました。

当日のアトラクションに名和・中山・大山それぞれの公民館サークルの皆さんにご出演いただき、琴の演奏や歌や踊りに会も大いに盛り上がり、出席された皆さんも感慨ひとしおでありました。

次に水道課関係でございます。

まず、下水道関係について、庄内地区29工区管路新設工事を1,606万5,000円で有限会社山下水道設備が、庄内地区30工区管路新設工事を1,118万2,500円で有限会社林原工業が、御来屋地区28工区管路新設工事を420万円で株式会社所子建設が、御来屋地区29工区管路新設工事を947万8,350円で有限会社

戸田建設が、光徳地区農業集落排水事業管路施設（19工区）工事を609万円で大鉄工業米子支店が、光徳地区農業集落排水事業管路施設（20工区）工事を2,247万円で有限会社浅田建設が、光徳地区農業集落排水事業管路施設（21工区）工事を1,107万7,500円で有限会社山下水道設備が、光徳地区農業集落排水事業中継ポンプ施設工事を3,885万円で株式会社中電工米子支店が、県道旧奈和西坪線支障下水道施設移転（2工区）工事を308万7,000円で株式会社大山設備が請負施工中であります。

次に水道関係についてであります。名和第2跨道橋添架工事を630万円で舩越建設株式会社が、飛田橋水道管橋梁添架工事を292万9,500円で株式会社大山設備が請負施工中であります。

次に人権推進課関係であります。

まず平成18年度大山町解放文化祭について、11月12日日曜日は、中高ふれあい文化センターで、11月18日土曜日・19日日曜日は人権交流センターで、11月25日土曜日・26日日曜日は下田中隣保館において、それぞれ平成18年度の解放文化祭を開催いたしました。中高ふれあいセンターでは、救急救命講習会の開催を始め、小・中学生児童生徒による学習会や解放劇のビデオ上映及び人権作文の発表を行いました。中でも、人権作文の一編は、本年度の「全国中学生人権作文コンテスト鳥取県大会」で最優秀賞に選ばれた作品で、来場された皆さんに感動を与えました。

人権交流センターでは、小学校児童による地域に係わる学習発表を始め、中学生生徒による人権劇の力強い上演がありました。また、当センターで活動しておられる皆さんの華やかなサークル発表も行われました。下田中隣保館では、他県から講師を迎えての「人権コンサート」を行い、一人ひとりに人権の大切さを啓発していただきました。また、老人クラブのカラオケの発表や中学生の解放劇ビデオの上映も行われました。また、いずれの解放文化祭でも、日ごろ活動しておられる各教室や保育所児童、小・中学生児童・生徒などの作品展示を行い、バザーでは焼きそばや野菜の販売等があり、大変盛り上がりました。

参加者は、3カ所で延べ1,300人が来場され、人権・同和問題について学習するとともに交流を深め合いました。

次に平成18年度人権・同和問題小地域懇談会の実施についてであります。

同和問題をはじめ、さまざまな人権問題の早期解決に向け、すべての町民が人権・同和問題を正しく認識し、差別をしない、させない、許さない心と差別をなくすための実行力を身につけることを目標に、10月23日から12月15日までの約2カ月間にわたり「平成18年度人権・同和問題小地域懇談会」を実施中であります。終了しましたのは11月30日現在で町内166区・部落のうち140区となっております。なお、本年度の小地域懇談会の成果と課題につきましては、すべての懇談会が終了後、事後研修会を開催して取りまとめて参ります。

次に、観光商工課関係でございます。

まず商工振興関係について、中小企業小口融資並びに同和地区小口融資の本年度実績ですが、現段階では21件、融資総額1億5,950万円であり、前年同期に比べましてほぼ倍増の11件、6,700万円の増と、旺盛な資金需要を感じさせる状況となっております。

次に、観光振興課関係についてであります。

9月末に念願でありました大山賛歌「わがこころの山」のCDを発刊することができました。おかげさまで好評をいただき、当初プレス分の在庫がなくなり、再版の必要が生じてきております。多くの皆さんの愛唱歌として広く長く歌いつがれていくことを願っております。

9月30日は宮川大助・花子さんを始めとした吉本興業の皆さんと大山山麓を散策する「大助・花子健康ウォーキング」が開催されました。好天に恵まれ、関西・中国地方を中心にこれまでで最高の1,600人あまりの参加があり、秋の大山散策と吉本漫才を楽しんでいただきました。

10月8日は第23回境港水産まつりに大山町ブースを出展し、大山なめこ汁をふるまったり、大山賛歌の生演奏を披露したりと好評を得ました。

10月13日から15日の間、東京の日比谷公園で開催されました「全国合併市町村夢フェスタ2006」に本町も出展いたしました。全国から113の合併市町の出展があり、場所柄もあり大変多くの人出で賑わいました。私もワカメや飲むヨーグルトなど特産品の展示販売、大山賛歌の披露などを通じて本町のPRをしてまいりました。

15日は恒例の大山一斉清掃が行われ、50団体600人の参加となりました。これには役場職員も参加をし、大山の美化に協力いたしました。

10月20日から11月5日にかけてはもみじ祭が行われました。今年は暖かい日が続き例年よりも紅葉時期が遅れましたが、多くのお客様で賑わいました。なお、本年は、旧大山環状道路の交通量調査に初めて取り組んでおります。

11月3・4日は千葉県我孫子市で開催されたジャパンボードフェスティバルに大山町ブースを出展しました。これは鳥に関する国内最大のイベントで、2日間で約6万人の入場者がありました。本町はパネル展示やパンフレット配布の他、鳥のおもちゃ作成の体験コーナーを開設し、大変好評でした。なお、明けて2月には我孫子市の皆さんが大山への観鳥ツアーにおこしの予定です。

4月末から運行してございました開設2年目の大山るーぷバス遊悠ですが、11月12日の運行をもって今シーズンの運行を終了いたしました。運行日数は83日、総乗

車人員 7,971 名、1 日平均 96 名と昨年より 1 日平均 30 名、45% の利用者増となり、観光二次交通網の運用に確かな手応えがありました。

ほかにも、各種イベントの後援、協賛を行ったり、マスコミを通じた PR、県外でのキャンペーン等積極的に取り組み、大山町の知名度向上を図っております。

次に、スキー場関係についてでございます。現在中の原スキー場では、営業開始に向けての準備をほぼ終わり、営業に必要な降雪を待つばかりとなっております。リフト設置から 50 周年となりました今シーズンから、平日駐車場料金のキャッシュバック、半日券などの値下げなど新たな誘客策を講ずることとし、利用客の減少傾向に歯止めをかけたいと考えております。

スキー場開き祭は 23 日午前 10 時から中の原スキー場で行いますので是非皆さんおこしいただきますようお願いいたします。

なお、大山国際スキー場の人工造雪ゲレンデは 12 月 9 日土曜日から営業を開始される予定です。

次に工事の執行状況についてであります。大山運動公園トイレ新設工事を、1,965 万 6,000 円で松岡建設有限会社が請負、施工中であります。

次に、幼児教育課の関係でございます。

まず幼児教育懇談会についてでございます。幼児教育課では、幼児教育の現状と課題を共有し、併せて展望を図るため、保育所の保護者との教育懇談会を行っております。

この懇談会では、保育所の入所者の現状や今後の保育所運営のあり方、小学校との連携などの課題を説明しながら、今後の幼児教育の在り方について意見交換をしております。

現在までに中山、名和地区の 7 つの保育所で懇談会を終え、大山地区についても引き続き開催をし、懇談の機会を継続しながら、子育て支援に力を入れていきます。

次に子育て実践交流会についてであります。12 月 3 日、子育て実践交流会を保健福祉センターなわで開催をし、保護者など 80 人の参加がありました。大山町の子どもたちが心身ともに健全で、基本的な生活習慣や思いやりや協調性を身につけて育っていくよう、保護者、地域、関係者が連携して取り組むために、「子ども教育振興計画」の説明や「子どもの元気、女性の元気、熟年の元気」と題して子育て支援の方法と幼少年教育の原点について専門家の講演を聴いたあと、場内からの質問形式で講師からアドバイスをいただきました。参加者からは、今、まさに子育て中の者にとっても、町にとっても的確なアドバイスであり、有意義な会であったという感想をいただきました。

次に社会教育課関係であります。

まず、全国スポーツ・レクリエーション祭について、第19回全国スポーツ・レクリエーション祭が10月21日から24日まで鳥取県で開催をされ、県下13市町村で25の競技大会が実施される中、本町ではソフトバレーボールを大山総合体育館で、3B体操を名和農業者トレーニングセンターで開催をいたしました。

大山農業者トレーニングセンターで行いました歓迎レセプションでは、町内15の女性団体等の皆さんが大山の恵みによる地元の食材を使った手づくり料理でおもてなしをし、参加された選手と交流を深めることができ大いに盛り上がりました。

また、式典では米子市で開催された総合開会式での大山西小学校児童による「大山烏天狗伝説」のダンスは、全国から大会に参加された多くの皆さまに大変好評をいただきました。

さらに、ソフトバレーボール会場では中学生の吹奏楽の演奏、各県プラカードを持つての入場行進、小学生が制作した応援旗の贈呈、アトラクションの大山僧兵太鼓、3B体操会場では保育所年長組園児による演技で大会を盛り上げていただきました。

町内の多くの団体にご協力をいただき、盛大に大会を開催することができ、全国から参加された約1,000名の皆さんに、大山町を大いにPRすることができました。

次に、第2回大山町文化祭についてであります。11月3日から5日にかけて、第2回大山町文化祭を、大山恵みの里づくり構想による「人と人、人と自然が心でつながるまち」をメインテーマとして、3会場で開催をいたしました。

また中山会場は3日、名和会場は4日、大山会場は5日とそれぞれメインの日を設定をし、町民の皆さまが会場を廻れるように配慮いたしました。好天に恵まれ、各会場とも多くの町民の皆さまで賑わい、町民オンステージ等の他の地区からの参加やスタンプラリーの参加状況から、昨年以上に交流が深まっていると感じております。

さらに本年は大山消防署より消防車・救急車の展示など、各会場とも多くの関係諸団体の方々にご協力いただきました。この場を借りて深く感謝申し上げるところであります。

次に、地区運動会についてであります。地区単位の運動会が今年度もそれぞれ各地で実施をされました。中山地区が上中山地区が9月24日参加者707人、下中山地区が同じく9月24日で904人、逢坂地区が同じく9月24日で1,075人、名和地区が光徳地区で10月15日に800人、庄内地区が9月24日に500人、御来屋地区が10月8日に300人、大山地区では、高麗地区が10月8日に650人、大山地区が9月24日に600人、そして所子地区では軽スポーツ大会として7月2日に150人の参加を経て実施をされているところがございます。

次に、通学合宿事業についてであります。町内の小学校の児童を対象に、通学合宿を実施いたしました。

中山小学校は中山公民館で6月25日より、大山青年の家で大山小学校が11月5日より、大山西小学校が11月26日より、さらに今年から名和小学校が11月19

日よりそれぞれ1週間実施をし、全体で約150名の児童が参加しました。

本事業は、親元を離れた集団生活の中で規律を学び、家庭や親の大切さを体感して、心豊かなたくましい子供の育成を図ろうとするものであります。

次に、大山寺僧坊跡調査についてであります。大山寺僧坊跡の石垣等についての調査を3年にわたって実施してきましたが、測量図面の作成業務がほぼ終了しました。

今後は、時代の考察を行うなど僧坊跡を解明しながら、国の史跡指定に向けて具体的な範囲の設定等を行ってまいります。

次に中山支所まちづくり推進課の関係でございます。まず、大山はまなすサイクリング2006の開催について、10月1日日曜日に、大山はまなすサイクリング2006を中山まちづくり実行委員会主催で開催をいたしました。町内はもとより町外から多くの参加をいただき、サイクリングを楽しみながら町の自然や名所旧跡を知ってもらうことを趣旨として、旧中山地区を一息坂29kmコースと、はまなす15kmコースに分けて行いました。当日は、あいにくの雨でしたが、152名の参加があり、大山や日本海を身近にして自然を満喫していただきました。ゴールの後には、なかやま温泉入浴券と中山牛の焼肉を用意し、お楽しみ抽選会などもありにぎやかな会となりました。

参加者の中には、数回継続しての県外からの参加も多くあり、イベントとしての知名度の高さを再確認しました。今後も引き続き実施することにより大山町の魅力がさらに広がることを期待できますが、県外で同時期に、新たな大会が行われ参加者が昨年に比べて減少したことから、来年度以降、魅力ある大会の開催に向けて検討を加えたいと考えております。

次に国際交流についてであります。11月29日から12月7日までの9日間、遠藤議員を団長に、中山支所長・公募3名の計5名が米国のカリフォルニア州テメキュラ市へ渡米をし、市長を表敬訪問、学校や主要施設を視察して交流を行いました。

テメキュラ市は、平成6年5月に旧中山町と姉妹都市締結を行い、同年10月には市のマルガリータミドルスクールと中山中学校が姉妹校縁組を行いました。以降ほぼ毎年相互に訪問し、ホームステイをしながら文化交流を続けてきました。このたびの訪問では、「お茶」をテーマに、日本文化の披露と普及活動につながる指導も行い、また、クリスマスパレードにも参加し、茶摘み姿を紹介しました。今後の交流の輪がますます広がることを期待しているところであります。

次に、なかやま温泉関係についてであります。4月から10月までの温泉入湯者数は、5万1,907人であり、前年同期に比べて1,879人、率にして3.5%の減となっております。

現在、来年4月からの指定管理者の指定を目指して公募中であり、新たな体制による営業展開に期待を寄せているところであります。

次に、消防ポンプ自動車購入についてであります。大山町消防団中山第2分団

消防ポンプ自動車を、去る10月29日に吉谷機械製作所から納入いただきました。金額は1,877万4,000円であります。

新車の導入により、消防団員も気分を一新、町民の生命・財産を守るという使命感を強く再確認しているところであります。

次に中山支所ふるさと振興課関係でございます。まず、上水道関係について、国道9号線甲川水道管布設替工事を1,848万円で有限会社岡田組が、宮川河川改修工事に伴う水道管布設替工事を210万円で松岡建設有限会社が請負施工中であります。

次に、下水道関係についてであります。宮川河川改修工事に伴う下水管布設替工事を336万円で有限会社モロユ水道が請負施工中であります。

次に、大山支所まちづくり推進課関係であります。

まず、国際交流について、9月28日から10月1日までの4日間、韓国襄陽郡で行われた「まつたけ祭り」に合わせて、合併後初めて襄陽郡を表敬訪問いたしました。議会議長・教育長・観光協会副会長・商工会副会長と共に訪問をし、襄陽郡守と面談をし、今後の大山町と襄陽郡の交流の在り方や中学生のホームステイの方法など、率直に意見を交換し、今後もお互いの文化を尊重しながら継続していくことを再確認しました。「まつたけ祭り」や歓迎レセプション、地元繁栄会の方々の先導による襄陽郡の観光施設案内などでは、心のこもった歓迎を受けました。来年度、襄陽郡守一行が大山町を訪問される際には、その礼に答えたいと考えています。

襄陽郡との交流は、お互いの文化を理解し、国際感覚を養う貴重な機会だと考えています。今後もますます文化交流が進むことを期待いたしております。

次に大山支所ふるさと振興課関係であります。

まず、平田漁港災害復旧事業について、平田漁港災害復旧工事を1,890万円で株式会社平井組が請負施工中であります。

新農業水利システム保全対策事業についてであります。豊房向原水路改修工事を409万5,000円で有限会社古村重機が、稲光井手水路改修工事を703万5,000円で有限会社ダイセンが請負施工中であります。

次に、県交付金事業についてであります。松尾溜池堤体改修工事を225万7,500円で松岡建設有限会社が、請負施工中であります。

水道関係についてであります。金門浄水場滅菌施設改良工事を203万7,000円で株式会社モチダが請負施工中であります。

以上で政務の報告を終わります。

続きまして、報告第11号 長期継続契約の締結の報告について、本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、大山中の原スキーセンター警備請負契約を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきま

してはお手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第164号～日程第12 議案第172号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第164号 大山町合併振興基金条例の制定についてから、日程第12、議案第172号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の機構改革に伴う共同設置規約を変更する協議についてまで、計9件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程いただきました議案第164号から172号までの提案理由のご説明を申し上げます。

議案第164号 大山町合併振興基金条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

合併特例法では、一定期間内の市町村合併について、合併後の新町の地域住民の連帯の強化や一体感の醸成、旧市町村単位の地域振興等を図ることを目的に設置する基金造成の財源として、合併特例債の活用が認められております。

合併特例債は、合併年度から連続する10カ年度に限り許可されるもので、充当率95%、元利償還金の70%が後年度普通交付税で措置される等、財政的に有利な起債制度でありますので、大山町合併振興基金はこの合併特例債を活用し積み立てを行うものであります。

附則で、この条例の施行日を、平成19年1月1日といたしております。以上で、議案第164号の提案理由の説明を終わります。

続いて、議案第165号 大山町合併支援事業基金条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

市町村合併の迅速かつ円滑な推進並びに合併市町村の整備及び振興を支援することを目的に、鳥取県市町村合併支援交付金条例が制定されております。

この交付金対象事業のうち、地方債の一部が普通交付税の基準財政需要額に算入される場合については、事業実施年度から10カ年合併支援交付金が分割交付されます。

本案は、この合併支援交付金を原資として後年度に発生する起債の元利償還金の財源に充てるため、基金を設置するものであります。附則で、この条例の施行日を、平成19年1月1日といたしております。以上で議案第165号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第166号 大山町副町長の定数を定める条例の制定についてご説明いたします。

政府は平成17年12月9日に提出された第28次地方制度調査会の答申を受け、第164回国会に「地方自治法の一部を改正する法律案」を提出いたしました。この

改正は地方自治体の自主性・自立性を拡大するため、地方公共団体のトップマネジメントや吏員制度、監査委員制度などの執行機関に関する事項、財務制度に関する事項、議決機関としての議会制度に関する事項などを見直すことにより、地方公共団体の組織、権能、運営等を効率的に行えるよう柔軟かつ実効的な仕組みを整えることを目指すものとなっております。

本案は、この地方自治法の一部を改正する法律の施行により、助役に代えて副町長を1名置くこととするものであります。以上で議案第166号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第167号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由のご説明いたします。

本案は、議案第166号に引き続き地方自治法の一部を改正する法律の施行により、町の関係条例を整備する必要が生じたため条例の廃止及び改正を行うものであります。

第1条では、収入役が廃止され、一般職の会計管理者を置くことになったため、関係条例を廃止するものです。

第2条以下では助役に代え副町長を置くことになったことに伴う改正や用語の見直しに係る関係条例の改正を行うものです。

以上で議案第167号の提案理由の説明を終わります。

次、議案第168号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、行政情報及び地域情報等の提供を通じ、高度情報化社会に適応した住みよいまちづくりを推進するために整備する放送通信施設、大山センター、名和サブセンター、中山サブセンター及びこれらのセンターと利用者宅までを結ぶ光ファイバーの伝送路等ではありますが、これらの放送通信施設の設置と当該施設の担う役割を明確にし、施設の適正な管理を行うために町、放送通信事業者並びに利用者が行う手続等を定めようとするものであります。

条例の概要についてご説明いたします。本条例案は27条で構成しています。第1条から第3条は、光ファイバーネットワーク施設を設置し、この施設の拠点となりますセンター施設の名称と場所を定めています。大山センターは大山支所建屋内施設、中山サブセンターは、中山支所職員駐車場南側の単独施設、名和サブセンターは、役場庁舎北側の単独施設の設置、そしてこの条例で用います言葉の定義を定めています。

第4条から第5条は、業務区域を大山町全域とし、放送通信事業者にこの業務を提供させる場合は、継続的で安定的なサービスを行うための契約を結ぶことといたしています。業務内容は、放送をはじめ、通信、広報、生活情報等の提供など8業務を行うものとしています。

第6条から第13条は、この施設を利用するための要件、方法、機器の使用条件、引込工事等を行う場合の方法、費用負担区分、負担方法、利用料などの徴収について

の取り決めに定めております。

第14条から第17条は、利用者の権利や使用している機器等の移転、休止、停止など利用上の変更が生じた場合を想定してその時の扱いを定めています。

第18条から第27条は、業務提供者、利用者の管理義務、管理上発生する物件等や運営に関する扱い、条例の運用について定めています。

附則で、この条例の施行は、公布の日とし、適用は、加入申込みの方法を周知した平成18年5月1日まで遡り施行前の加入手続きを承認するとともに加入促進を図るための引込工事費用の負担について特例を設けています。以上で議案第168号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第169号 大山町選挙公報の発行に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町の議会議員及び長の選挙の執行に際し、選挙公報を発行することにより、候補者の氏名、経歴、政策などを有権者によく周知させ、候補者を選ぶ機会を与えることを目的として、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。第1条では目的について、第2条では発行の方法について、第3条では掲載の申請について、第4条では発行手続きについて、第5条では配布について、第6条では発行の中止について、第7条では選挙公報の発行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定めるとしてあります。

附則では、この条例の施行期日を平成19年4月1日といたしております。以上で議案第169号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第170号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に関する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を、このたび大山スキー場管理組合で定めております共通リフト搭乗券の価格の一部に変更を生じましたため、所要の改正をお願いするものであります。

主な改正点ではありますが、2日券を新たに設け、半日券を値下げし、回数券の廃止に併せ、従来リフトごとに定めておりました1回券を全てのリフトを統一料金にすることとし、サービス向上による入り込み増を図ることといたしております。以上で議案第170号の提案理由の説明を終わります。

議案第171号 大山町一の谷、赤松、種原辺地に係る総合整備計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成19年度から一の谷地区の児童が大山小学校に通学する意向が明らかになりましたので通学用の車両を導入するため大山町一の谷、赤松、種原辺地に係る総合整備計画を策定するものであります。

整備する車両の仕様は、29人乗りの四輪駆動型であります。また、今回の整備に合わせて、通学児童、生徒への利便性を考慮し、運行経路の調整をいたします。

整備計画期間は平成18年度の1カ年とし、事業費は、770万4,000円で、その内750万円を辺地対策事業債で充当します。以上で、議案第171号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第172号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の機構改革に伴う共同設置規約を変更する協議について提案理由の説明をいたします。

これまで、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の事務は、江府町にお世話になっておりましたが、この度事務を行う町村を2年ごとに変更することとし、それに伴う事務を補助する職員の任命方法及び特定の事務に要する経費の負担を明確にするため、審査会共同設置規約の一部を変更することになりました。

この規約変更の協議をすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。以上で議案第172号の提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第173号

○議長（鹿島 功君） 日程第13、議案第173号 工事請負変更契約の締結について（名和小学校統合校舎新築工事（建築））を議題にいたします。本案は、採決まで行ないます。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程いただきました議案第173号 工事請負変更契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年4月28日締結の名和小学校統合校舎新築工事（建築）の工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更内容は、契約金額の12億7,050万円に4,181万4,150円を増額し、13億1,231万4,150円とするものであります。

契約の目的、工事期間、契約の相手方には変更ありません。以上で議案第173号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第173号を採決いたします。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って議案第173号は、原案のとおり可決

されました。

日程第 1 4 議案第 1 7 4 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 1 4、議案第 1 7 4 号 工事請負変更契約の締結について（名和小学校統合校舎新築工事（電気））を議題にいたします。本案も、採決まで行ないます。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程をいただきました議案第 1 7 4 号 工事請負変更契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成 1 8 年 4 月 2 8 日締結の名和小学校統合校舎新築工事（電気）の工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更内容は、契約金額の 1 億 2, 3 9 0 万円に 4 4 1 万 4, 2 0 0 円を増額し、1 億 2, 8 3 1 万 4, 2 0 0 円とするものであります。契約の目的、工事期間、契約の相手方には変更ありません。以上で議案第 1 7 4 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 1 7 4 号を採決いたします。

おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って議案第 1 7 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 1 7 5 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 1 5、議案第 1 7 5 号 工事請負変更契約の締結について（名和小学校統合校舎新築工事（機械））を議題にいたします。本案も、採決まで行ないます。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程いただきました議案第 1 7 5 号 工事請負変更契約の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

平成 1 8 年 4 月 2 8 日締結の名和小学校統合校舎新築工事（機械）の工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の

議決を求めるものであります。

変更内容は、契約金額の1億5,540万円に465万5,700円を増額し、1億6,005万5,700円とするものであります。契約の目的、工事期間、契約の相手方には変更ありません。以上で議案第175号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第175号を採決いたします。

おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って議案第175号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第176号

○議長（鹿島 功君） 日程第16、議案第176号 工事請負変更契約の締結について（大山町情報通信基盤整備事業建設工事）を議題にいたします。本案も、採決まで行ないます。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程いただきました、議案第176号工事請負変更契約の締結について提案理由の説明をいたします。

平成18年5月16日締結の大山町情報通信基盤整備事業建設工事の工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更内容は、契約金額の17億1,675万円に1億375万500円を増額し、18億2,050万500円とするものであります。

契約の目的、契約期間、契約の相手方には変更がありません。以上で議案第176号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番近藤君。

○議員（1番 近藤 大介君） このたびの契約の変更については、まあいろいろな言いようがあるようですけれども、その一部については、ライブカメラが当初予定されておったものから機種が変更されるというふうに伺っております。このライブカメラがどのような内容で変更されるか、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） ご質問にお答えします。当初計画をいたしておりましたライブカメラ、いわゆる監視用のカメラでございます。これは一般的に使う通常のカメラといたしますか、解像度もそう高くございません。それをボックスの中に入れて、収容して設置するという計画をしておりました。しかし観光も兼ねた機器にしようということで、解像度を高くして夜でもある程度見えるように、そしてリモート、遠隔操作で方向も300度くらいまでですか、ぐるりを見えるようにしようということで、変更したものでございます。

従いましてこれにつきますので、外に設置するものでございますので、そういった後からの防護機器ではなくして、それに耐えうるような機器にしようということで国土交通省とか県なんかは道路監視のために使っておられます、そういうカメラに近いものということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 1番近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 当初は監視用でということでありましたけれど、何をどう監視するために何台予定がしてあったのか、で、変更後その台数自体には変更がないのか、その点もう一度お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） まず台数でございますが、台数は3台を予定しておりまして変更はございません。それと監視ということで目的でございますけれども、主に積雪監視をしたいということで、いわゆる積雪の除雪ですね、除雪の判断基準にしたいということで除雪の基準ポイントに設置しようということをしております。その地点につきましては、中山地区の萩原の部落の上、それと名和地区で新高田の川手川の橋があります。その西側の交差点、それと大山地区につきましては、中の原のスキーセンターに付けたいという具合に計画をしております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 契約変更の概要について、その他の部分ですが、議場にカメラ追加1台ということで3台になる訳ですが、この議場の中のどこにつきんでしょうか。どのような状況になるんでしょうか。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 議場内のカメラの位置ということでございます。傍聴席の後ろ、今コンセントだけ付けておりますので位置が見えると思っておりますけれども、ちょうど中央中あたり、それと傍聴席から向かって右上の方に1台、それと正面向かって左側があるいは隅、ここに1台を計画をしております。それで追加いたしましたのが、傍聴席向かって右側の部分でございます。中央の部分につきましては傍聴席の影に隠れるということが想定されましたので、追加をしまして全議場が撮れるようにということで追加したところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第176号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第176号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分にしたいと思います。

午前11時6分 休憩

午前11時17分 再開

日程第17 議案第177号～日程第29 議案第189号

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第17、議案第177号 平成18年度大山町一般会計補正予算(第5号)から、日程第29、議案第189号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の制定の協議についてまで、計13件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程をいただきました議案第177号から議案第189号まで提案理由のご説明を申し上げます。

まず、平成18年度大山町一般会計補正予算(第5号)の提案理由の説明をいたします。

まず、議案第177号 平成18年度大山町一般会計補正予算(第5号)について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町税の収入見込み額の減額、地方債の額の変更及び追加のほか、事業計画の変更等により、現時点での財政見通しに変更が生じたので、歳入歳出予算の過

不足を調整するため提案するものであります。

この補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額から8億9,475万3,000円を減額し、歳出予算の総額を135億6,771万円といたしております。

次に、第1表を歳入から各款を追ってご説明申し上げます。

第5款町税の3,100万円の減額は、固定資産税の家屋の評価替えによる減額であります。

第35款地方交付税の3,000万円の増額は、特別交付税の交付見込み額の増によるものであります。

第55款国庫支出金の1億1,112万7,000円の減額の主なものは、第10項国庫補助金の情報通信基盤整備事業費の減による合併市町村補助金1億1,017万8,000円の減額、地方道路整備臨時交付金704万円の増額、公共土木施設災害復旧費872万1,000円の減額等によるものであります。

第60款県支出金の549万4,000円の増額の主なものは、第5項県負担金で保険基盤安定負担金617万円の増額、第10項県補助金で情報通信基盤整備事業費の減による合併支援交付金596万2,000円の減額、特別医療費事務費補助金355万円の増額、地籍調査事業補助金119万7,000円の増額等によるものであります。

第85款諸収入の475万6,000円の増額の主なものは、第25項雑入で退団された消防団員の退職報償金85万9,000円と、全国スポーツ・レクリエーション祭種目別大会補助金331万3,000円であります。

第90款町債の8億920万円の減額の主なものは、第5項町債で情報通信基盤整備事業費の減による合併特例債8億8,380万円の減額と地域再生事業債4,140万円の減額、新たに起債いたします観光事業債9,290万円の増額であります。

その他、名和小学校統合校舎建設事業債2,920万円の減額、名和学校給食センター改修事業債1,630万円の増額、臨時地方道整備事業債（特定分）810万円の増額、スクールバス購入事業債750万円の増額をいたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げますが、歳出につきましては、それぞれの事業の実績見込みにより増減補正を行っておりますが主なものを説明させていただきます。

それでは、各款を追ってご説明いたします。

第10款総務費の9億9,666万円の減額の主なものは、第5項総務管理費の財産管理費では財産管理システム導入委託料425万7,000円、公共施設のケーブルテレビ接続工事費399万円を新規計上、企画費では情報通信整備事業の事業費の減額、大山参道にぎわい復活事業補助金の減額などによる10億1,256万9,000円を減額いたしております。

第15款民生費では、6,117万2,000円の増額であります。

この主なものは、第5項社会福祉費の社会福祉総務費では、特別医療費710万円の増額、国民健康保険特別会計繰出金945万5,000円の増額によるものであります。

社会福祉施設費では、大山町老人福祉センターの管理委託の廃止によ150万円の減額をいたしております。

老人福祉費では、老人施設入所措置873万円の増額と介護保険特別会計繰出金2,365万円の増額をいたしております。

同和対策施設費では、下田中隣保館の進入路の敷設に伴い物件移転補償費57万9,000円を追加計上いたしております。

第10項児童福祉費の保育所費では、嘱託職員の減による142万1,000円の減額と、御来屋保育所障害児加配保育士、逢坂保育所産休代替保育士の増などにより477万5,000円を増額し計上いたしております。

第20款衛生費3,775万2,000円の増額の主なものは、第5項保健衛生費で老人保健特別会計繰出金1,741万4,000円を増額いたしております。

第10項清掃費では、名和クリーンセンターの焼却設備耐火物等の修繕費として1,612万5,000円の増額と来年1月からごみ袋を有償販売するためレジスター3台分の代金29万6,000円を追加計上いたしております。

第30款農林水産業費では、449万円の増額であります。この主なものは、第5項農業費の農地費で小鯉井手補修用材料費と災害復旧にあたらぬ小災害の補修用材料代として106万3,000円を追加計上いたしております。農業施設運営費では名和農業者トレーニングセンターの施設管理委託料として125万円を計上いたしております。

第15項水産業費では、水産業施設費で御来屋漁村センターにペレットストーブ2台分74万円を新規計上しておりますし、漁港建設費で御崎漁港整備事業費の予算の組替えをいたしております。

第35款商工費、100万の増額は、大山賛歌CDの1,000枚の増刷による作成委託料34万1,000円の増額、大山情報館・観光案内所の開館時間の延長による光熱水費15万8,000円等の増額であります。

第40款土木費の1,748万9,000円の増額の主なものは、第10項道路橋梁費の道路新設改良費で、地方道路臨時交付金事業対象路線の押平所子線の工事費400万円の増額、山村文珠領線で工事費400万円と4本の電柱移転補償費120万円の増額であります。

また町道上坪名和神社線歩道新設工事760万円を新規に計上いたしております。

第45款消防費38万1,000円の増額は、第5項消防費の非常備消防費で、消防団員退職報償金85万9,000円の追加と、消防施設費で消防ポンプ車購入費の確定により58万8,000円を減額いたしております。

第50款教育費では366万4,000円の減額であります。この主なものは、第5項教育総務費の教育振興費で、下槇原、一の谷地区児童生徒が町内小中学校へ通学するためのスクールバス購入費756万円を新規計上しております。この財源として、辺地対策債750万円を充当しております。

第10項小学校費では、学校管理費で名和小学校引越作業代として298万7,000円、大山小学校暖房ボイラー取替工事費362万3,000円を新規に計上いたしております。

小学校建設費では名和小学校統合校舎建設工事費4,000万円を減額しております。

第25項保健体育費の学校給食費では、名和学校給食センターで米飯給食を実施するための施設改修工事費1,575万円と備品購入費として米飯用角型二重食缶30個分133万9,000円を新規に計上いたしております。

第60款災害復旧費では1,672万円を減額しております。平成18年7月16日から7月18日の間の梅雨前線豪雨により被災いたしました大谷川災害復旧事業を始め、農道・水路等の農業用施設復旧工事費と町道・河川等の公共土木施設の復旧工事費の額の増減を調整したものであります。

以上で、議案第177号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第178号 平成18年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、水道使用料の過誤徴収による還付金と施設の維持管理に必要な需用費を追加計上するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,545万8,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明申し上げます。

第25款諸収入の6万2,000円は開拓水道施設管理費負担金であります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第5款総務費の6万2,000円の増額は、需用費の増額と水道使用料の還付金を計上いたしております。

以上で議案第178号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第179号 平成18年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、本年度末までの一般被保険者及び退職被保険者に係る療養給付費、高額療養費等に不足が見込まれるため、歳入歳出予算の過不足を調整するため、提案するものであります。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ4,917万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ22億3,174万3,000円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第15款国庫支出金2,473万3,000円の増は、一般被保険者療養給付費の増に対する国庫負担金1,955万7,000円及び国庫補助金517万6,000円の増額であります。

第20款療養給付費等交付金1,042万9,000円の増は、退職被保険者療養給付費の増に対する交付金及び老人保健医療費拠出金相当額を増額するものであります。

第25款県支出金402万6,000円の増は、一般被保険者療養費に対する財政調整交付金であります。

第45款繰入金945万5,000円の増は、保険税軽減分、保険者支援分、出産育児一時金を一般会計から繰入するものであります。

第55款諸収入53万4,000円の増は、交通事故による第三者納付金の増額であります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費10万円の増は、レセプト点検員の賃金及び国保用パソコンの修繕料であります。

第10款保険給付費6,085万5,000円の増は、一般被保険者、退職被保険者に係る療養諸費3,537万円、一般及び退職被保険者に係る高額療養費2,462万5,000円、出産育児一時金30万円及び葬祭費56万円を増額するものであります。

第15款老人保健拠出金については、退職被保険者に係る老人保健医療拠出金相当額の財源組替をいたしております。

第35款基金積立金9,000円の増は預金利息の増額を基金積立金とするものであります。

第45款諸支出金45万円の増は、一般被保険者に対しての保険税還付金であります。

第90款予備費1,223万7,000円を減額し、歳入歳出の調整をいたしております。

以上で議案第179号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第180号 平成18年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,363万5,000円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ5億1,411万円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第30款繰越金2,363万5,000円の増額であります。

次に歳出について説明をいたします。第5款総務費576万8,000円の増額は、

嘱託職員等に係る人件費 277万3,000円とレセプトコンピューター保守業務などの委託料 200万3,000円などであります。

第10款医業費 1,786万7,000円の増額は、医薬材料代 1,689万6,000円と血液検査に係る委託料 57万8,000円などであります。

以上で議案第180号の提案理由の説明を終わります。

議案第181号 平成18年度大山町老人保健特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2億1,245万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 24億1,498万4,000円とするものであります。

この補正予算の主なものは、今年度中の老人医療費等に不足が見込まれるため、増額補正をするものであります。

歳入から説明をいたします。

第5款支払基金交付金 1億797万8,000円の増は、医療給付費等の増に対する支払交付金であります。

第10款国庫支出金 6,965万2,000円の増は、医療給付費等の増に対する国庫負担金であります。

第15款県支出金 1,741万3,000円の増は、医療給付費等の増に対する県負担金であります。

第20款繰入金 1,741万4,000円の増は、医療給付費等の増に対する町負担分を一般会計から繰り入れるものであります。

歳出におきまして第5款医療諸費 2億1,245万7,000円の増は、本年度末までに不足が見込まれる医療給付費等の増額であります。

以上で議案第181号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案182号 平成18年度大山町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,416万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 17億7,776万5,000円とするものであります。

この補正予算は、年度内の保険給付費等の不足が見込まれるため増額するものであります。

歳入からご説明をいたします。

第15款国庫支出金 2,218万8,000円の増は、保険給付費の増に対する介護給付費負担金及び調整交付金であります。

第20款支払基金交付金 2,803万円の増は、保険給付費の増に対する介護給付費交付金であります。

第25款県支出金1,030万1,000円の増は、保険給付費の増に対する介護給付費負担金であります。

第30款繰入金2,365万円の増は、保険給付費の増に対する町負担分の介護保険給付費、事務費及び地域支援事業に係る経費を一般会計から繰入れするものであります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費94万円の増は、主治医意見書作成手数料を増額するものであります。

第10款保険給付費8,242万9,000円の増は、今後必要となる介護サービス諸費、特定入所者介護サービス費、支援サービス等諸費、その他諸費、高額介護サービス等費及び介護予防サービス等費を増額するものであります。

第15款地域支援事業費80万円の増は、包括支援センターの嘱託職員賃金の増額と包括支援センター医師に係る賃金を国保診療所特別会計から組替えたための増額であります。

以上で議案第182号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第183号 平成18年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ3,343万9,000円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第5款サービス収入では、第5項介護給付費収入で500万円の減額であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第10款サービス事業費171万5,000円の増額は、嘱託職員に係る人件費などであります。

第15款予備費では、財源の調整のため671万5,000円を減額いたしております。

以上で議案第183号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第184号 平成18年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業集落排水処理場の維持管理に要する経費に過不足が生じたので補正をするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,391万円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明をいたします。

第20款使用料及び手数料の17万円の増額は下水道使用料の増額を見込んでおります。

次に歳出について説明いたします。

第5款事業費第5項農業集落排水事業の維持管理に係わる赤坂・下甲処理区、中山口処理区、御崎処理区、八重処理区、大山口処理区等の電気料金と中山口処理区の汚泥処分手数料の増額等をしております。また処理場維持管理委託料の実績見込みにより委託料を減額しております。第2目農業集落排水施設整備費の需用費の細節において増減調整を行っております。

以上で議案第184号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第185号 平成18年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、売電収入の見込みの変更をしなければならなくなりました。また、平成17年度決算による繰越額が確定しましたので歳入歳出予算を調整する必要が生じたため提案するものであります。

この補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に、324万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,698万7,000円とするものであります。

歳入第10款繰越金874万5,000円の追加は、前年度繰越金を計上いたしております。

第15款諸収入549万8,000円の減額は、発電に必要な風が十分に得られず、計画発電量を確保することが見込めなくなったためであります。なかでも、6月、8月、10月は、計画発電量の約62%から37%にとどまりました。今年度は、昨年度に比べ、総体的に風の状況が思わしくありませんので、12月以降も計画発電量を下方修正いたしました。

歳出第5款総務費324万7,000円の追加は、現時点で確定しました臨時職員賃金13万円と保守点検委託料48万4,000円を減額し、平成17年度決算で生じた繰越金を風力発電基金に積立する386万1,000円を追加するものであります。

以上で、議案第185号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第186号 平成18年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額8,515万1,000円に歳入歳出それぞれ59万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,574万7,000円とするものであります。

歳入からご説明をいたします。

第15款繰越金59万6,000円の増額は前年度繰越金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款宅地造成事業費59万6,000円の増額は、ナスパルタウン分譲地の購入者を紹介いただいた方への謝礼金4人分の40万円と消火栓用ホース等の購入費19万6,000円であります。

以上で議案第186号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第187号 平成18年度大山町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の支出について補正を行うものであります。収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益の第3項特別利益を新たに設け、施設の破損による共済金を138万5,000円計上しております。

次に、支出であります。第1款 水道事業費用の第3項特別損失について、過年度損益修正損に料金の調停間違いによる減額分として89万3,000円、災害臨時損失として施設の破損による修繕費を138万5,000円計上し、特別損失で227万8,000円の増額を行うものであります。

つづいて、資本的収入及び支出の支出であります。第1款資本的支出の第1項建設改良費については、固定資産購入費の工事費の増として18万8,000円を増額するものであります。

以上で、議案第187号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第188号 大山町索道事業会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます

本案は、平成18年度大山町索道事業会計補正予算（第2号）について議決をお願いするものであります。

内容は、収益的支出の第1款索道事業費用、第1項営業費用、第4目一般管理費で嘱託職員の社会保険料12万円の増額、スキー場管理組合の事業費増による負担金300万円の増額で、支出合計を2億4,529万1,000円とするものであります。

次に資本的支出であります。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目営業設備費で、修理不能となりました食堂用冷蔵庫の購入費用として備品購入費を57万3,000円増額し、支出合計を141万3,000円とするものであります。この財源は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上の補正により、今年度純利益見込みを312万円減の1,380万9,000円といたしたところであります。

以上で議案第188号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第189号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の制定の協議をすることについて提案理由のご説明を申し上げます。

先の国会で健保法等の改正案が成立し、その中で昭和53年に導入された老人保健制度が平成20年度に廃止となり、新たに県単位の広域連合が運営する75歳以上を対象とする「後期高齢者医療費制度」の創設が決定し、年齢で加入者を区分けする初めての医療保険制度が平成20年4月から実施されることが決定されました。

平成20年度の運用開始に向けて規約を制定し、鳥取県後期高齢者医療広域連合を設立し運営を行うことになりました。

上程しております議案は、当該規約の制定により、地方自治法第291条の11の規定により、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を制定するための協議について議決をいただくものであります。

以上で議案第189号の提案理由の説明を終わります。

日程第30 発議案第10号

○議長（鹿島 功君） 日程第30、発議案第10号 町村税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

提出者 荒松廣志君。

○提出者（荒松 廣志君） ただ今ご上程になりました発議案第10号 町村税財源の充実確保を求める意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

現在、国において新型交付税の導入が検討されています。お手元に資料をお配りしていますが、人口が少ない中山間地を多く抱える本県の町村では交付税の大幅な減少が見込まれ、大山町でも5,000万円以上の減少となり、町村自治の崩壊につながります。

よって、地方財政制度見直しに当たっては、町村財源の充実確保をするよう、国及び関係行政庁等に意見書の提出をもって要請するものであります。意見書を朗読いたします。

町村税財源の充実確保を求める意見書、鳥取県の町村にあつては、その多くが中山間地域にあり、都市部に比べ地理的・経済的条件など大きなハンディキャップを背負っている。

こうした中、各町村とも、地域住民の福祉の向上を目指し、限られた財源の中で、より効率的な行政の遂行に努めているところである。

現在、国全体としての行財政改革が強力に推進されているが、既に町村では骨身を削る歳出削減をしており、国の財政再建のもと、更なる地方交付税の縮減が行なわれるならば、地域の独自性を発揮する行政が極めて難しく、このままでは町村自治の崩壊は、目前である。

このように血のにじむ努力を続けている町村の財政事情を考慮し、地方財政制度の見直しに当たっては、特に下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

1. 町村の安定的な財政運営に必要となる地方税・地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。
2. 町村が人口に比べて広い面積を有し、国土保全・水源涵養・食糧生産・地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることに鑑み、こうした町村の行政コストを基準財政需要額に的確に反映すること。
3. 現在検討されている新型交付税については、人口割の配分が大きく、面積割についても森林の財政需要が宅地に比べてかなり低く見積もりされているため、人口が少

なく森林が多い過疎地域の町村にあっては交付税額の大幅な減少が見込まれるところから、配分率を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成18年12月12日、鳥取県西伯郡大山町議会。内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・衆参両院議長宛、皆さまのご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶもの有り〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶもの有り〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は終了しました。次会は、明日、13日に会議を開きますので、9時30分までに本議場に集合してください。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さんでした。

午前11時50分 散会

